

千葉経済大学学友会規約

第一章 総則

第一条

本会は千葉経済大学学友会と称する。

第二条

本会は本学の教育方針に則り、学生の自主的活動を通じ、会員相互の向上を計ることを目的とする。

第三条

本会は千葉経済大学の全学生をもって組織し、本会の執行機関として学友会執行部を本学内に置く。

第四条

会員は本会の活動に参加する権利を有し、積極的に協力する義務を有する。

第五条

会員は会費を納入する義務を有する。

第二章 組織

第一節 執行部

第六条

執行部は次の役員を置く。ただし状況に応じて役員若干名の変更と兼職をすることもできるが、会長と会計監査は他の役職を兼職することはできない。また3ヶ月以上、役職の任務を果たしていない場合、執行部役員内で過半数以上の賛同があれば、その役員の役職を解くことが出来る。

会長 一名

副会長 二名

総務 二名

会計 二名

会計監査 二名

第七条

会長は学友会を統轄し、副会長は会長を補佐し、会長が欠席の場合は会長を代行する。

第八条

総務は次のことを行う。

- (一) 本会活動の企画・立案
- (二) 必要書類の作成・配布・保管
- (三) 決定事項・伝達事項の公示
- (四) 諸議会の記録
- (五) その他必要事項

第九条

会計は次のことを行う。

- (一) 会計事務の処理
- (二) 会計書類（収支計算書・会計帳簿・領収書帳等）の作成
- (三) (一) (二) については、月締めで作成
- (四) 決算の報告
- (五) その他必要事項

第十条

会計監査は年度末に会計書類を監査する。

学友会執行部の会計監査は毎月末に、会計書類を監査する。

第二節 執行部会・特別執行部会

第十一条

執行部は月一回、定例の執行部会を開き、以下の事項について、審議する。

- (一) 各種行事の実施に関する事項
- (二) 課外活動団体の活動状況に関する事項
- (三) 課外活動団体の統制・秩序に関する事項
- (四) 課外活動団体の会計に関する事項
- (五) その他学友会に関する事項

第十二条

執行部は、本会執行部役員及び各課外活動団体の責任者をもって、特別執行部会を開催する。

第十三条

執行部は、第十二条で審議した事項がある場合は、臨時学生総会で決議する。

第三章 学生総会

第一節 定時学生総会

第十四条

学生総会は本会の最高議決機関である。

第十五条

定時学生総会は年一回執行部が招集し、本会員の五分の一以上の出席をもって成立する。また、総会内の議案についても本会員の五分の一以上の承認をもって成立する。（委任状も含めるが、可否同数の場合は、議長の決定に従う。）

（一）課外活動団体の代表者（部長や会計）は、参加すること。

第二節 臨時学生総会

第十六条

学生総会の開催については、本会員の五分の一以上の出席をもって成立する。（委任状も含める。）

なお、次の場合は臨時学生総会を開催しなければならない。

（一）執行部が必要と認めた場合

（二）全会員の五分の一以上の学生が連署をもって

要求した場合

第十七条

（一）前条（二）の場合、会長は十日以内に臨時学生総会を招集しなければならない。

（二）長期休業中に前条（二）が成立した場合、その休業の終了から十日以内に臨時学生総会を招集しなければならない。

第十八条

前条を会長が満たせない場合、会長を解任する。

第十九条

学生総会の議長は、本会会員から募集する。

第二十条

議案は、本会員の五分の一以上の承認をもって成立する。（委任状も含めるが、可否同数の場合は、議長の決定に従う。）

第二十一条

執行部は本会の運営に関して、以下の事項を定例の執行部会で審議し、学生総会で決議する。

- (一) 規約の改正
- (二) 役員の変更
- (三) 予算及び決算に関する事項
- (四) 各種行事の計画に関する事項
- (五) その他学友会に関する事項

第四章 財務

第二十二条

- (一) 本会の経費は会員の納入する会費、その他の収入を持ってこれに充てる。
- (二) 本会の会費は年額一万円とする。
- (三) 本会の会費は通帳2冊で管理をし、1冊を千葉経済大学事務局長が持ち、1冊を学友会会長が持ちこれを管理する。ただし、学友会会長が管理する通帳の保管場所については、千葉経済大学事務局とする。

第二十三条

会計年度は毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

第二十四条

会計監査は執行部より二名、学生部教員もしくは学務課職員より一名がこれにあたる。

第二十五条

年度の会費残額は、翌年度の会計予算に繰り越す。

第五章 課外活動団体

第一節 団体について

第二十六条

- (一) 団体の結成・継続、昇格、降格、休止・解散については大学が承認する。
- (二) 団体の運営については、当該団体構成員（以下「部員」という。）があたり、これを学友会が統轄する。

第二十七条

- (一) 団体とは「部」及び「同好会」とし、部員は本学学生と千葉経済大学短期大学部学生を持って構成する。

(二) 執行部は必要に応じ「委員会」を設置することが出来る。

第二節 部総則について

第二十八条

部は以下の要件を満たしていなければならない。

- (一) 部規約を持ち、部として相応しい活動を行っていること。
- (二) 二学年にまたがり、十名以上の部員がいること。

第三節 体育会系の部について

第二十九条

体育会系の部は、前条の他に以下の要件を満たしていなければならない。

- (一) 体育会系の部は、前条の要件の他に試合に出場し得る人数がいること。
- (二) 体育会系の部は、学生連盟等の公式な団体に加盟していること。ただし、新規に部へ昇格した団体は、当該年度についてはこの限りでない。
- (三) 活動内容に関連した大会やコンテスト等へ出場していること。もしくは、活動内容に関連したイベントを企画・運営等していること。
- (四) 部として、大学祭に積極的に参加すること。

第四節 文化系の部について

第三十条

文化系の部は、第二十八条の他に以下の要件を満たしていなければならない。

- (一) 活動内容に関連した内容で大学祭に出展・参加していること。
- (二) 活動内容に関連した内容で大会・コンテスト等へ出場・出展・参加していること。もしくは、活動内容に関連したイベントを企画・運営等していること。

第三十一条

同好会は以下の要件を満たしていなければならない。

- (一) 同好会として相応しい活動を行っていること。
- (二) 二学年にまたがり、五名以上の部員がいること。ただし、新規結成団体は当該年度についてはこの限りでない。

第五節 団体の権利と義務

第三十二条

団体は、学内での活動や施設使用の権利を持つとともに、以下の義務を負う。

- (一) 本規則、学則、学友会規則等の規則にそって活動すること。
- (二) 特別執行部会、大学、学友会が行う説明会等へ代表者を派遣すること。
- (三) 特別執行部会、大学、学友会執行部、が主催する行事等に協力する・参加すること。
- (四) 学友会の最高議決機関である学生総会に出席すること。

第三十三条

- (一) 団体には、以下の役員を置かなければならない。

顧問

本学専任教員であり、当該団体の活動内容を把握し、指導・監督を行う。

部長

本学学生であり、当該団体を代表し、その活動を掌握する。

副部長

部長を補佐する。

会計

当該団体の活動の会計業務を掌る。

- (二) 団体には、以下の者をおくことができる。

監督

顧問とともに当該団体の活動の指導を行う。

コーチ

当該団体の活動の指導を行う。

第六節 団体の会計

第三十四条

- (一) 団体の会計費は、原則として部員から徴収した部費を持ってこれに充てる。
- (二) 活動が顕著な部には、学友会費から課外活動団体援助金を給付する。
- (三) 援助金・奨励金等の給付を受けた場合は、これを活動費に含めるものとする。

第三十五条

- (一) 会計は、活動費について収入、支出を把握し、会計書類を作成しなければならない。
- (二) 会計は、部活動に配布する会計マニュアルに則って行う。

(三) 会計は、当該団体専用の口座を設け活動費を管理する。

(四) 会計簿は、大学又は学友会執行部から閲覧の要求があった場合、速やかに提出しなければならない。

第三十六条

本規約のほか、学則、学生ハンドブック記載事項、会計マニュアルに反する行為のあった団体に対して、学友会執行部が以下の処分を行う。

(一) 課外活動団体の援助金の減額・停止

(二) 活動の制限・停止

(三) その他

本会則は昭和六十三年六月二十三日より施行する。

昭和六十三年十月六日改正

平成元年六月二十七日改正

平成四年五月七日改正

平成十四年四月二十六日改正

平成十九年四月二十七日改正

令和元年五月三十日改正

令和三年七月一日改正